

## 知多北部広域連合議会事務局設置条例

(平成11年7月1日 条例第11号)

### (事務局の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定に基づき、知多北部広域連合議会に事務局を置く。

### (職員の設置)

第2条 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

2 事務局長、書記その他の職員の定数は、別に条例で定める。

### (委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この条例は、平成11年7月1日から施行する。